

## その他

### ■ 利用料金の還付 (キャンセル料)

予約を取り消しする場合は、必要な手続きをした場合に限り、施設利用料金の一部をお返しします。

- 許可後の取消しは、必ずキャンセル料が発生します。
- 申請後、納期限までに利用料金が支払われない場合、予約は取り消しになります。
- 口座振込の場合、振込手数料は、利用者負担となります。
- 還付率及びキャンセル料は、下の表で確認ください。

### 【イベント広場】

| 料金還付申請の時期<br>(取消し等の時期) | 還付率    | キャンセル料  |
|------------------------|--------|---------|
| 利用予定日の<br>3 か月前の同日付まで  | 入金額の9割 | 施設料金の1割 |
| 利用予定日の<br>1 か月前の同日付まで  | 入金額の7割 | 施設料金の3割 |
| 利用予定日の<br>1 か月を切ったとき   | なし     | 施設料金の全額 |

### 【キッチンスタジオ・多目的室】

| 料金還付申請の時期<br>(取消し等の時期) | 還付率    | キャンセル料  |
|------------------------|--------|---------|
| 利用予定日の<br>1か月前の同日付まで   | 入金額の9割 | 施設料金の1割 |
| 利用予定日の<br>1週間前の同曜日まで   | 入金額の7割 | 施設料金の3割 |
| 利用予定日の<br>1週間を切ったとき    | なし     | 施設料金の全額 |

### ■ 利用料金の減免

次の事項に該当する場合のみ、利用料金の減額または免除を受けることができます。ただし、利用料金減額 (免除) 申請書の提出が必要です。

- ① 都城市が公用で利用する場合
- ② 都城市と共催で行う事業のために利用するとき
- ③ 学校教育法に基づく都城市内の学校が、教育または保育目的のために利用するとき
- ④ 児童福祉法に基づく都城市内の保育所またはそれに準ずるものが、教育または保育目的のために利用するとき